

教保体第770号
令和2年10月6日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の
横断整理の周知について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり事務連絡がありました。

つきましては、各学校における今後の事故防止や事故発生後の適切な対応の更なる向上のため、報告書を御活用くださるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下関係各学校等への周知につきましても、御配意をお願いいたします。

県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 村田 憲一郎
電 話 048-830-6964
FAX 048-830-4971



事務連絡
令和2年10月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理の周知について

平成28年3月に公表された「学校事故対応に関する指針」（以下「指針」という。）は、学校事故に関し、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むためのガイドラインとして策定されました。指針において、文部科学省は、詳細調査報告書の概要を基に事故情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で、学校、学校の設置者及び都道府県担当課に周知することにより、類似の事故の発生防止に役立てることとされています。

この度、文部科学省では、これまでに提出された学校での重大事故に係る詳細調査報告書について要約し、横断的に俯瞰できるよう整理を行いました。また、今後文部科学省による教訓のフィードバックの質を高めていくために、詳細調査報告書の記載事項や記載内容の標準化についても提言しています。

本資料につきましては、文部科学省ホームページに掲載しておりますので、各学校における今後の事故防止や事故発生後の適切な対応の更なる向上につながりますよう、御活用をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いいたします。

【『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理』掲載 URL】

○文部科学省ホームページ（学校安全）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/20201005-mxt_kyousei02-1289303_2.pdf

○学校安全ポータルサイト

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index_publications.html

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 防災教育係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2670)

E-mail : anzen@mext.go.jp